

《被扶養者認定に必要な提出書類一覧表》

被保険者は、被扶養者認定を受ける際、認定条件に適合していることを添付書類等により自ら証明しなければなりません。

次頁の注意事項も必ず確認のうえ、該当するすべての書類を提出してください。

① 必ず提出する書類 → ② 必ず1つ以上提出する書類<該当するもの全て> → ③ 状況に応じて提出する書類<該当するもののみ>

- 届出は事業主（勤務先）を経由して行ってください。
- 個人番号の届出も必要ですので、提出方法等の詳細は事業主に確認してください。
- この表の書類以外に別途追加書類の提出を求めることがあります。
- コピー提出の際は、なるべくA4またはA3用紙を使用し、必ず全ての内容が写る様にコピーしてください。

対象者の状況に応じて提出する書類	書類番号	提出書類 【健保様式】の書類は原本提出。 [写]と記載があるものは原則写し。 指定がない書類は写しでも可。	続柄	配偶者	子		父母・祖父・祖母・孫	義父母等	書類の入手先 (被保険者勤務先となっている書類は、いすゞ健保HIPでも取得可)		
					新生児	16歳未満以上					
① 必ず提出する書類	1	【健保様式】健康保険被扶養者（異動）届		○	○	○	○	○	被保険者勤務先		
	2	【健保様式】現況届 ※16歳未満用と16歳以上用の様式があります		○	△	△	○	○	被保険者勤務先		
	3	住民票（3ヶ月以内交付の世帯全員の続柄が記載されたもの） ※日本に住所を有しない場合はこの表の下をご確認ください		○	○	○	○	○	市区町村		
② 必ず1つ以上提出する書類	パート / アルバイト収入がある	4 給与明細（3ヶ月分） [写]		○			○	○	対象者が保管		
	自営業 / 農業 / 個人事業等を行っている	5 直近の確定申告書 [写] と 収支内訳書または青色申告決算書等 [写]		○			○	○	対象者が保管		
	前年*から無収入	6 直近の所得証明 または 非課税証明		○			○	○	市区町村		
	*前年 〜 今年退職した	公務員以外 雇用保険加入	7 雇用保険離職票1・2 [写] または 雇用保険資格喪失確認通知書 [写]		○			○	○	対象者が退職した会社	
			8 【健保様式】 雇用保険および失業者退職手当等の受給に関する念書		○			○	○	被保険者勤務先	
	公務員	雇用保険未加入	9 【健保様式】退職証明書		○			○	○	被保険者勤務先	
			10 失業給付受給中/受給済	10 雇用保険受給資格者証 [写]		○			○	○	公共職業安定所
			退職票交付有	11 国家公務員等退職票 [写] または 失業者の退職手当受給資格者証 [写]		○			○	○	対象者が退職した会社
	8 【健保様式】 雇用保険および失業者退職手当等の受給に関する念書			○			○	○	被保険者勤務先		
	退職票交付無	9 【健保様式】退職証明書		○			○	○	被保険者勤務先		
③ 状況に応じて提出する書類	各種年金受給者 および 65歳以上の方	12 最新の年金額がわかる書類 [写]		○			○	○	対象者が保管 (年金事務所)		
		13 直近の所得証明 または 課税・非課税証明		○			○	○	対象者が保管		
	結婚による申請	14 婚姻日が確認できる書類		○					市区町村		
	養子縁組による申請	15 養子縁組日が確認できる書類				○	○		市区町村		
	証明書類が旧姓の場合	16 氏名変更が確認できる書類		○		○	○	○	市区町村		
	住民票で被保険者との 続柄が断定できない場合	17 続柄が確認できる書類		○	○	○	○	○	市区町村		
	退職以外の事由で健康保険の 資格を喪失した方	18 健康保険資格喪失証明書 [特別な事情がなければ原本]		○		○	○	○	対象者が保管		
	健康保険に加入中の方	19 保険証のコピー [写]		○		○	○	○	対象者が保管		
	被保険者と同一世帯でない場合	20 仕送りの証明 [写]		○			○	○	認定不可 被保険者が保管		
	医療費の公費助成がある方	21 最新の医療証（乳児医療証を除く） [写]		○	○	○	○	○	市区町村		
被保険者以外に、扶養義務者や、 同一世帯に16歳以上の方がいる場合	22 収入を証明する書類				△	△	○	○	状況により		

* 1月～5月に申請する場合は「前年」を「前々年」と読みかえます。

<日本に住民票がない場合について（令和2年4月改正）>

下記の例外に該当する場合以外は被扶養者にはなれません。

1. 留学 2. 海外赴任に帯同 3. 就労以外の一時的渡航 4. その他、生活の基礎が日本にあると認められる者
- 「被扶養者国内居住例外[該当届]」と、例外に該当する事を証明する書類が必要です。

ご提出いただく書類は、公平・公正に被扶養者認定を行うために使用するものであり、目的外に利用することは一切ありません

[被扶養者認定に必要な提出書類に関する注意事項]

書類番号	提出書類	注意事項・使用目的等
2	現況届	△ 出生または入社に伴う16歳未満の子を届け出るとき・・・被保険者の配偶者が既に認定されている場合または配偶者の認定と同時に届け出の場合は不要 ・ 事由発生日より1ヶ月を過ぎた提出の場合は、別紙「申請経緯書」あり（出生時は不要）
3	住民票	◆ 世帯全員の続柄が記載された3か月以内に交付されたもの ◆ マイナンバーの記載がないものまたはマイナンバーを消してコピーしたもの ※ 被保険者が世帯主でない場合、書類番号17も提出してください
4	給与明細（3ヶ月分）	◆ 同一就業先の連続した直近3ヶ月分 ◆ 紛失等の理由で3ヶ月分の明細が提出できない場合は、いすゞ健保様式の「雇用証明書」に直近6ヶ月の支給実績を証明してもらい、明細の代わりに提出 ◆ 就労開始直後で3ヶ月分の給与明細が揃わない場合でも、見込み年収を算出する事が出来る明確な雇用契約がある場合には、いすゞ健保様式の「雇用証明書」で可
5	直近の確定申告書と 収支内訳書 または 青色申告決算書等	◇ 収入、経費等を確認（税法上の経費と、健康保険における経費は異なります） ・ 状況によって、過去の申告書も提出いただくことがあります
6	直近の所得証明 または 非課税証明	◆ 所得証明書、非課税証明書等、名称は市区町村によるが、 収入内訳の記載があるもの
7	雇用保険離職票1・2 または 雇用保険資格喪失確認通知書	◆ 離職票交付を希望した場合→雇用保険離職票1・2、延長済みの場合は延長通知の写しも必要 ◆ 離職票交付を希望しなかった場合→雇用保険資格喪失確認通知書
8	雇用保険および失業者退職手当等の受給に関する念書	・ 失業給付等の受給資格の有無または受給する意思の有無に関わらず必ず内容を理解し署名
9	退職証明書	◇ 退職日と離職票・国家公務員等退職票等が交付されていないことの確認 ◆ 公務員以外の方は、退職時源泉徴収票（退職年月日が印字され、社会保険料欄が空欄または¥0であるもの）でも代用可 [写]
10	雇用保険受給資格者証	◆ 両面の写し ◆ 支給終了による申請の場合は、「支給終了」と印字されたもの ※ 受給中は基本的には認定不可だが、給付制限期間中や、基本手当日額が3,611円（6歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は4,999円）以下であれば認定可
11	国家公務員等退職票 または 失業者の退職手当受給資格者証	◆ 退職票が交付されたままの場合→国家公務員等退職票 ◆ 退職票が交付され、既にハローワークで手続きを行っている場合→失業者の退職手当受給資格者証 ◇ 雇用保険法と同等の国家公務員等退職手当法等による退職手当が支給されるかどうか確認
12	最新の年金額がわかる書類	・ 受給している すべての年金 が対象 ◆ 年金証書、年金振込通知書、年金額改訂通知書、年金決定通知書、支給額変更通知書等、金額がわかる最新の書類（氏名欄もコピー必須）。源泉徴収票は不可 ◆ 企業年金・個人年金・非課税年金がある場合はその通知書も必須 ◆ 65歳以上の方で、年金の受給権がない場合は、年金事務所発行の「被保険者記録照会回答票」が必要。 ◆ 退職を事由とする時等、受給する金額がこれから変わる場合は、それが反映された年金事務所発行の「年金見込額照会回答票」が必要
13	最新の所得証明 または 課税・非課税証明書	◆ 所得証明書、課税・非課税証明書等、名称は市区町村によるが、 収入内訳の記載があるもの
14	婚姻日が確認できる書類	◆ 戸籍謄本、婚姻届受理証明書等の公的な書類
15	養子縁組日が確認できる書類	◆ 戸籍謄本、養子縁組届受理証明書等の公的な書類
16	氏名変更が確認できる書類	◆ 戸籍謄本、婚姻届受理証明書、養子縁組届受理証明書、 新旧氏名が記載されている住民票、運転免許証の両面コピー等
17	続柄が確認できる書類	◆ 戸籍謄本等 ・ 別世帯の場合や、同一世帯でも被保険者が世帯主でなく続柄が断定できない場合
18	健康保険資格喪失証明書	・ 契約変更や任意継続脱退等で資格を喪失した場合に提出 ・ 被保険者の入社に伴う申請で、入社前も被保険者に扶養されていた場合は不要
19	保険証のコピー	※ 任意継続被保険者等、被保険者は扶養に入ることできません（国民健康保険を除く）
20	仕送りの証明	◇ 対象者の生計を維持する為に定期的・継続的に支援していることを確認 ・ 住民票上、同一世帯にない場合（同一住所における世帯分離含む）に必要 ・ 会社都合による単身赴任（=配偶者との別居）の場合は不要 ◆ 被保険者から被扶養者へ、いつ、いくらがわかる銀行振込の通帳の写し等 ◆ 学生である子の場合は、当年度発行とわかる学生証の写しまたは在学証明書で代用可
21	最新の医療証（乳児医療証を除く）	◇ 医療費助成の有無を確認
22	被保険者以外の扶養義務者や、同一世帯の16歳以上の方の収入を証明する書類 〔書類の例〕 ◆ <無収入>最新の所得証明または収入の内訳が記載されている課税・非課税証明 ◆ <年金>最新の年金額がわかる書類と最新の所得証明書等 ◆ <給与>連続した直近3カ月の給与明細 ◆ <自営業>最新の確定申告書と付表 ◆ <その他>収入額を証明できる書類	△ 対象者が16歳未満の子の場合、出生または入社時は不要 △ 対象者が子の場合は、被保険者の扶養に入っていない配偶者分のみで可 <対象者が被保険者と同一世帯の場合> 同一世帯にいる16歳以上の方で、被保険者の扶養に入っていない方の収入を証明 <対象者が被保険者と同一世帯でない場合> 対象者と同一世帯にいる16歳以上の方で、被保険者の扶養に入っていない方の収入を証明 ・ 対象者に被保険者の扶養に入っていない配偶者がいる場合は、世帯状況に関係なくその配偶者の収入証明と保険証の写しも提出（75歳以上の配偶者は保険証の写し不要）